

市長室から お答え します

公津の杜に複合施設、 いよいよ着工へ！

Q 公津の杜にできる公共施設を楽しみにしています。施設計画の概要とオープンの予定を教えてください。

A 市では公津の杜地区で、住民交流や地域活動の活性化と地域コミュニティの形成支援を目的とした公共施設の整備計画を進めています。

施設の概要は、コミュニティセンター、市立図書館分館、子育て支援センターの複合施設で、建設地は公津の杜小学校の向かいの公津の杜4丁目8番地です。

1階には、およそ8万冊の蔵書を予定する市立図書館分館、育児に関する相談・支援を行う子育て支援センターを配置するほか、目的がなくても気軽に利用できるフリースペースを備えます。2階は、約200席の多目的ホールと会議室を備えるとともに、併設される市民ギャラリーは多彩なパネルレイアウトで、絵画や写真などの展示に利用することができます。3階は、住民交流のためのさまざまな活動に利用できる4つの活動室と屋上テラスを備えます。

平成25年春のオープンを目指し、6月ごろからおおむね1



施設の完成イメージ

年半にわたる工事に着手します。完成まで、いましばらくお待ちください。

計画の概要は市民協働課ホームページ(http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kyodo/koz_index.html)でお知らせしています。

※くわしくは同課(☎20-1507)へ。

このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方をQ & A方式で紹介しています。

消費生活 相談

Q&A

敷金の 返還トラブル

Q 賃貸アパートを退去する予定ですが、ハウスクリーニング代やそのほかの費用を請求されることがあると聞きました。敷金の返還について教えてください。

A 春は卒業、退職、入学、入社などで、引っ越しが多い時期です。そのため、賃貸物件の場合、退去時のトラブルが多く発生しています。

敷金とは

家賃の滞納や不注意による物件の損傷、破損などに対する



修復費用のために、契約時に借主が貸主に預け入れるお金です。そのため、貸主は家賃の滞納などの損害を受けていなければ、借主に全額返還しなければなりません。

借主の義務

借主は、退去時には借りた時の状態に戻しておく義務があります(原状回復義務)。例えば、入居時に取り付けた棚やエアコンなどは撤去しなければなりません。また、損傷や汚れは、通常の使用によるものや日焼けなどを除いた部分(たばこのヤニ、著しい油料理など)は、借主が費用を負担すると考えられています。

貸主と借主間で解決できないとき

60万円以下の金額であれば、数千円程度の手数料で、原則として1日で判決が出る「少額訴訟」を利用することができます。少額訴訟を起こすときは、物件所在地の簡易裁判所に行きます。

賃貸物件を借りるときは、貸主や不動産仲業者などから、契約書面や重要事項説明書に基づいて退去時の義務について説明を受け、納得してから契約するようにしましょう。

なお、国土交通省では、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/genzyokaifuku.htm>)で、原状回復の費用負担の考え方について基準を示しています。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。